

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく
地方公共団体実行計画)

田布施町地球温暖化対策実行計画

令和6年度～令和12年度
田布施町

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

田布施町が実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの
排出削減のための措置について定める計画です。

第1章 田布施町のこれまでの取組状況

1 令和5年度までの目標達成状況.....	2
2 令和5年度までの主な取組状況.....	2
(1) ハード面.....	2
(2) ソフト面.....	2
3 温室効果ガス排出量の状況.....	3

第2章 基本的事項

1 計画策定の目的.....	3
2 計画期間と基準年度.....	3
3 計画の対象.....	4
(1) 対象範囲.....	4
(2) 対象とする温室効果ガス.....	4
(3) 温室効果ガスの排出量の算定方法.....	4

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量	5
-----------------------	---

第4章 目標達成のための具体的な取組

1 取組内容.....	5
-------------	---

第5章 計画の推進と点検及び評価等

1 推進体制.....	6
2 推進体制に基づく各組織の役割.....	6
3 公表.....	6

第 1 章 田布施町のこれまでの取組状況

1 令和 5 年度までの目標達成状況

田布施町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「実行計画」という。)では、令和 5 年度までに基準年度(平成 30 年度)比で温室効果ガス排出量を 4.0 %削減することを目標とし、取組を行ってきました。

なお、計画期間中は令和 2 年 7 月に排出量の算出方法の見直し、令和 4 年 4 月に実行計画の取組追加として一部改定を行い、実行計画の見直しを行いました。

表 1-1 実行計画の目標達成状況

計画期間	平成 30 年度から令和 5 年度まで (令和 2 年 7 月、令和 4 年 4 月一部改定)
目標	令和 5 年度までに基準年度(平成 30 年度)比で 4.0%削減
達成状況	平成 30 年度比 16.6%削減

2 令和 5 年度までの主な取組状況

目標達成のために、取り組んだ主な内容は以下のとおりです。

(1) ハード面

要 因	取組内容
省エネルギーの推進	公共施設の照明を蛍光灯から LED に改修 人感センサーの導入(庁舎トイレ)
再生可能エネルギーの利用推進	太陽光発電設備の導入(保健センター)
公用車の電動化推進	公用車に電気自動車、ハイブリッド自動車を導入 公用車に充電を行うための充電設備の設置

(2) ソフト面

要 因	取組内容
日常業務の職員の取組	節電等の取組、ノーマイカーデーの実施
出張・研修の参加方法の見直し	オンライン会議の活用

3 温室効果ガス排出量の状況

令和 5 年度の事務・事業に係る温室効果ガス排出量は、685,777kg-CO² となりました。これは、実行計画の基準年度である平成 30 年度と比較して 16.6%削減となり、目標の 4.0%を大きく上回る結果となりました。

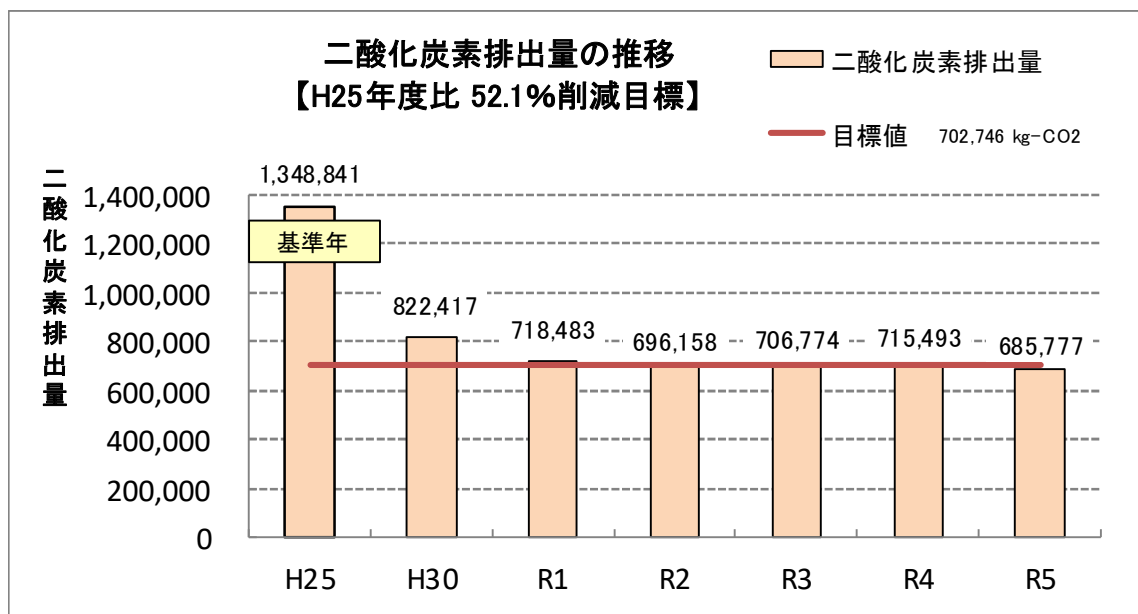


図 1-1 二酸化炭素排出量の推移

第 2 章 基本的事項

1 計画策定の目的

事務・事業の実施にあたっては、計画に基づいて温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球環境への負担軽減を全庁的に推進することによって、持続可能な社会の構築を目指します。

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 20 条の 3 第 1 項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定するものです。

2 計画期間と基準年度

計画期間は、令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 年間とします。ただし、計画に掲げる削減目標の基準年度は、国、山口県の基準年度と整合をとり、平成 30 年度から平成 25 年度に変更します。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

(1) 対象範囲

町長部局、教育委員会部局を対象機関とします。

表 2-1 対象部局

町長部局		教育委員会部局	
本庁	総務課	本庁	学校教育課
	企画財政課		社会教育課
	経済課	学校	城南小学校
	建設課		東田布施小学校
	会計室		田布施西小学校
	町民福祉課		麻郷小学校
	健康保険課		田布施中学校
	税務課		給食センター
公立保育園	城南保育園	公民館	城南公民館
	麻里府保育園		東田布施公民館
麻郷福祉会館			西田布施公民館
町議会事務局			麻郷公民館
保健センター			麻里府公民館
		図書館	
		郷土館	
		スポーツセンター	

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには二酸化炭素や水蒸気、メタン、一酸化二窒素など種類がありますが、地球温暖化への影響が大きく、また、対策がしやすい二酸化炭素を対象とします。

(3) 温室効果ガスの排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成 29 年 3 月環境省)に基づいて行います。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量：燃料使用量や電力使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量

国の政府実行計画では、温室効果ガス排出量の削減目標として、基準年度である平成25年度比46%削減を掲げています。一方で山口県は、産業の特性等を考慮し、国の目標値よりも低い35.1%としています。

これらをふまえ、本町では基準年度は国、県と同じ平成25年度とし、削減割合は山口県の目標値52.1%(業務その他部門)に準拠して設定することとします。

表3-1 温室効果ガス排出量の削減目標(平成25年度比)

国	山口県		田布施町
	全部門	うち業務その他部門	
46%	35.1%	52.1%	52.1%

第4章 目標達成のための具体的な取組

1 取組内容

各職場において、職員の一人ひとりのわずかな心がけで実現が可能なことから取組の徹底を目指します。

なお、取組については、各職場の業務内容とその特殊性、又は施設の機器の整備状況等を勘案して取り組みます。

ハード面

要 因	取組内容
省エネルギーの推進	既存設備を含めた公共施設のLED照明の導入 人感センサー等の導入の展開
再生可能エネルギーの利用推進	設置可能な公共施設に太陽光発電設備を設置 省エネ設備への転換
公用車の電動化推進	公用車に電動車(電気自動車、燃料電池自動車 及びプラグインハイブリッド自動車)の導入及 び主として公用車に充電を行うための充電設 備の整備

ソフト面

要 因	取組内容
日常業務の職員の取組	節電等の取組、ノーマイカーデーの実施
出張・研修の参加の見直し	オンライン会議の活用

第 5 章 計画の推進と点検及び評価等

1 推進体制

取組を推進するための推進体制は図 5-1 のとおりです。

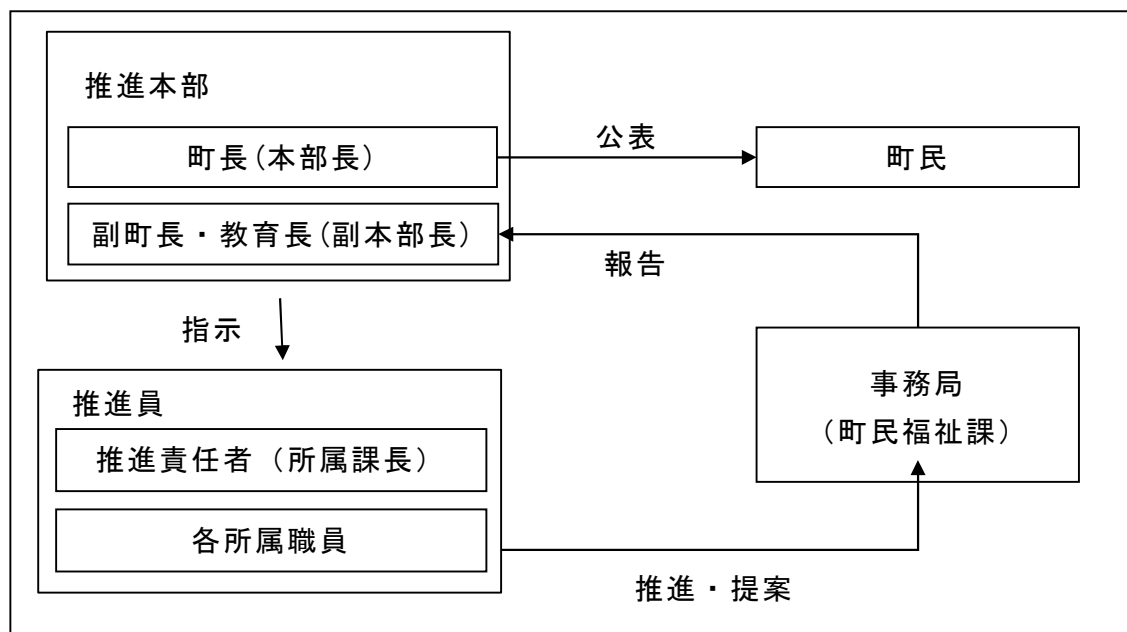


図 5-1 推進体制

2 推進体制に基づく各組織の役割

推進員（所属課長、各所属職員）は、所管する施設において脱炭素に向けた取組を実施し、目標達成に向けた取組を積極的に実践します。また、推進責任者（所属課長）は年度ごとに各部署の取組を評価し、事務局（町民福祉課）へ報告します。

事務局は、施設及び自動車のエネルギー使用量等の実績を取りまとめ、温室効果ガス排出量を算定します。

推進本部は、計画の進捗状況を点検及び評価し、必要に応じて見直しを支持します。

3 公表

本計画の実施状況については、年 1 回 H P により公表します。